

事務連絡

平成 31 年 4 月 20 日

委員 各位

福岡市こども未来局こども発達支援課

福岡市立障がい児通園施設第 5 期指定管理者選定方法の方針について（報告）

日頃から、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 12 月 24 日に開催しました福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会において、委員の皆さまからいただきましたご意見を踏まえ、下記のとおり、第 5 期指定管理者選定方法について方針決定いたしましたので、ご報告いたします。

記

<心身障がい福祉センター(児童部門)、西部療育センター、東部療育センター、あゆみ学園>

1 選定方法

非公募とする。

2 理由

心身障がい児に対する相談、診断、早期療育の本市における中核施設として、通園事業を実施するだけでなく、他の障がい児施設、幼稚園、保育所に対しても障がい児療育についての指導を行うなど、先駆的、先導的役割を果たす施設であり、幅広い専門的知識、経験を有する法人による運営が求められる。

また、支援の度合いが高い肢体不自由児や医療的ケア児を対象とし、保護者との厚い信頼関係のもと支援を行っている施設であり、指定管理者が変更になる可能性が生じることで、保護者や利用する児童の情緒に影響を与え、良好な心身発達を阻害することを防ぐには、同一法人による継続的な運営が必要である。

<めばえ学園>

1 選定方法

公募とする。

2 理由

主に知的障がい児を対象とした施設であり、医師を含まない福祉職を中心とした職員配置や定員 40 名とそれほど大きくない施設規模であることから、同一法人による継続的な運営の要請は高くない。

また、以前と比べ、知的障がい児の療育を行っている民間法人も増えてきていることから、競争原理が働く公募とすることが適当である。